

# コーポレートガバナンス

●当社は、コーポレートガバナンスの強化を重要な経営課題と捉え、経営の監督と執行の分離を明確にするとともに、それぞれの機能強化を図りながら、公正で透明性・効率性の高い経営を実践しています。

当社は、「委員会設置会社」を採用して、当社独自の運営をすることにより、経営の監督と執行の分離を実現しており、経営の透明性を高めるとともに、意思決定のスピードアップを図っています。

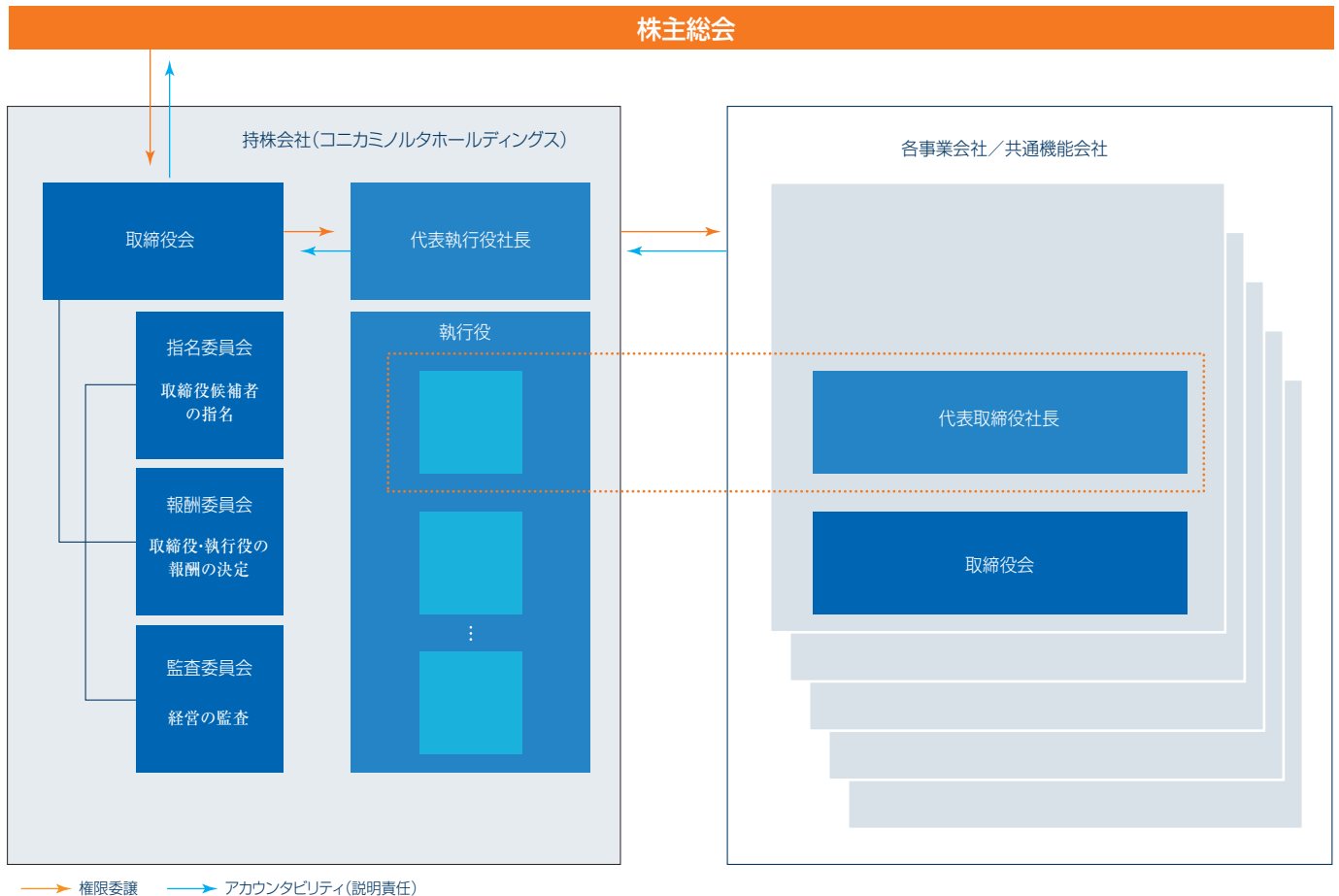
取締役会は、8名の社内取締役と4名の社外取締役の合計12名で構成されています。社内取締役のうち、3名は執行役を兼務していないため、構成員の過半数は執行役を兼務していない取締役が占めています。加えて、取締役会議長も執行役を兼務していない取締役が務めています。これらによって、独立した取締役会の監督機能をより鮮明にしています。

さらに、指名委員会、報酬委員会、監査委員会の3つの委員会の委員長はすべて社外取締役で構成され、いずれの委員会にも代表執行役は属しておらず、徹底的に透明性を高めるガバナンス体制を構築しています。

2008年度は13回開催された取締役会と3委員会を合わせた全体の社外取締役出席率は4名の平均で90%を超えています。取締役会において活発な審議がなされるように、重要な経営意思決定事項については担当の執行役が、それ以外については事務局が事前説明を行っています。

指名委員会は、取締役候補者を選定するものですが、社外取締役候補者の選定にあたっては、「独立性」と「企業経営の経験」を主な条件としています。選定基準では、重要な取引関係や執行役などとの個人的な関係が無いことなど、社外取締役の独立性基準を明文化しています。経営の監督とともに、経営の意思

## コーポレートガバナンス体制



決定を行うメンバーであるため、現在は企業経営の経験者が望ましいと考えています。また、就任後も在任期間が長期化することで独立性が懸念されないように再任制限（原則4年）を設けています。

報酬委員会は、報酬決定に関する方針を決定し、その方針に従い取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の額を決定します。報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるべく役員継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、かつ同業他社と比較しても有為な人材を確保・維持できる水準を目標とし当社グループ総体の価値の増大に資することを目的とします。取締役の報酬は「固定報酬」と長期インセンティブとしての「株式報酬型ストック・オプション」の二本立て（社外取締役は「固定報酬」のみ）、執行役の報酬は「固定報酬」と短期インセンティブとしての「業績連動報酬」、長期インセンティブとしての「株式報酬型ストック・オプション」の三本立てとしています。執行役に対する「固定報酬」「業績連動報酬」「株式報酬型ストック・オプション」の比率は、60：20：20を目安としています。なお、「株式報酬型ストック・オプション」は、在任中には権利行使できず、取締役または執行役いずれも退任した1年後から5年間に権利行使できるというスキームにより、中期的な視野で企業価値・株主価値の向上へのインセンティブが十分効くものになっています。

監査委員会は、取締役・執行役の経営意思決定に関する適法性・妥当性の監査、内部統制システムのレビュー、会計監査人のレビューや選任・解任の有無の決定を行っています。委員会は執行役を兼務しない5名の取締役によって構成され、うち3名が社外取締役となっています。また、執行部門から独立した常勤の使用人を配置した監査委員会室が監査委員会をサポートしています。

経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に、かつ報告すべき緊急の事項が発生した場合や監査委員会から要請があった場合は遅滞なく、その業務の状況を報告します。監査委員会が選定した監査委員は必要に応じて、経営審議会をはじめとする主要な会議に出席することができ、また、経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの内部統制を所管する執行役に対して、調査・報告などを要請することができます。

当社は、監査委員会を設置していますが、傘下の事業会社・共通機能会社はそれらの国内子会社を含めて、全て監査役を設置しています。監査委員会は内部監査部門としての経営監査室に加え、事業会社・共通機能会社の監査役と、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連係・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っています。

経営監査室は、監査対象会社ごとに監査終了後、監査報告書をまとめ、当社の執行役社長に報告すると同時に監査委員会にも報告を行っています。また、監査委員会・経営監査室及び子会社の監査役は3ヶ月に一度の割合で、コニカミノルタグループ監査連絡会議を開催し、情報伝達・交換、各々の知識・経験の共有化、監査精度の向上を図っています。なお、監査委員会は、経営監査室に対し、特別監査を指示できることを規定しています。

当社はコンプライアンスの対象を、事業活動における法令・企業倫理・社内規則類を遵守することと捉え、これらを実行するために、『コニカミノルタグループ行動憲章・行動指針』を制定しています。これを遵守することで企業価値の向上を図り、ステークホルダーの信頼を得られるよう努めています。また、コンプライアンス担当執行役の任命や推進支援部署の選定、コンプライアンス委員会の設置などを行うとともに、グループ全体のコンプライアンスの相談窓口としてヘルプラインも設置しています。

企業の不正会計を防止し、財務報告の信頼性を確保することを目的とした「金融商品取引法」(J-SOX法)が2008年度から適用されました。当社では、2006年度からグループ全体で対応を進め、内部統制の文書化と評価、是正など、実施に向けた体制づくりを順次完了しました。2008年度から本格運用を開始し、内部統制報告書を作成し、外部監査人による内部統制監査を終了しました。

こうした活動を通じて、より透明性の高いガバナンス体制を実現し、企業価値及び株主価値を向上させていきます。